

# 大分県報

平成三十年  
第二九七三号  
四月十日

(火曜日)

## 目次

告示

救急病院等の認定……………一

生活保護法等による医療機関の指定……………二

生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………三

生活保護法等による指定医療機関の休止……………三

生活保護法等による指定医療機関の廃止……………三

青少年に有害な興行の指定……………三

大規模小売店舗に係る公示……………四

地籍調査の成果の認証……………四

道路区域の変更(二件)……………四

道路の供用開始……………五

都市計画事業の事業計画の認可……………五

公 告

基本測量の実施……………六

公共測量の終了……………六

## ○告 示

大分県告示第二百八十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成三十年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年四月十日

大分県報(告示)

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	西田病院	佐伯市鶴岡西町二丁目二六六番地	平三〇・四・一から 平三三・三・三一まで

大分県告示第二百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	指 定 年 月 日
西耳鼻咽喉科医院	医療法人西耳鼻咽喉科医院	中津市大字上宮永一一一四一	平二七・七・一
水谷クリニク	医療法人光和会	中津市山国町守実八〇一	"
宇佐高田医師会病院無医地区巡回診療所	一般社団法人宇佐市医師会	宇佐市大字南宇佐六三五	"
宮原医院	医療法人宮原医院	宇佐市大字四日市一四八六一六	"
瀬口皮膚科	医療法人瀬口皮膚科	宇佐市大字上田一〇〇九一二	"
くぼたクリニク	医療法人賛天会	宇佐市大字上田八一	"
古荘医院	医療法人古荘医院	宇佐市安心院町下毛二〇六四一	"
古荘医院原口診療所	"	宇佐市院内町原口字柿添五八九一二	"
いしばしの里クリニク	医療法人悠久会	宇佐市院内町櫛野字塔ノ元一六七一一	"

平成三十年四月十日

大分県報(告示)

二

村上医院	医療法人翔陽会	宇佐市安心院町木裳二三七	"	タマヤ薬局	有限会社タマヤ	玖珠郡九重町大字右田七二五―六	"
レディースクリニック松本醫院	松本英雄	宇佐市貴船町一丁目三三二	"	訪問看護ステーションむらはし	医療法人財団百善会	別府市千代町二―五	"
広瀬医院	医療法人CTC	豊後大野市千歳町新殿七八―一	"	日田市医師会立訪問看護ステーション	一般社団法人日田市医師会	日田市清水町八〇二―五	"
あさひクリニック	医療法人浩陽会	国東市国東町綱井四三二―七	"	有限会社朝倉薬局上城内店	有限会社朝倉薬局	日田市上城内町三九七―七	平三〇・三・五
岩見歯科医院	岩見洋	別府市光町八一―五	"	(有) 萬里薬局城北店	有限会社萬里薬局	臼杵市大字臼杵字洲崎七五―一〇	平二八・二・一
上人豊田歯科	医療法人上人豊田歯科	別府市上人仲町七〇〇―一	"	高木眼科医院	高木厚	別府市駅前町五―五	平二九・四・一
医療法人北極会しろくま歯科矯正歯科	医療法人北極会	別府市餅ヶ浜町七―一九	"	高木堂泌尿器科	医療法人玄々堂	宇佐市大字四日市字瓦塚一九―一	平二九・一・一
北山歯科医院	北山俊一	日田市大山町西大山三八三六―六	"	やぐちレディースクリニック	医療法人光和会	佐伯市西谷町一―二七	平三〇・一・一
あなん歯科医院	阿南恵三	佐伯市直川大字上直見字向船場三九三〇	"	井上医院	医療法人井上医院	玖珠郡九重町大字恵良五九二	"
高山歯科医院	高山健治	竹田市大字竹田二〇二七	"	宇佐病院	医療法人起愛会	宇佐市大字南宇佐一六五五	平三〇・三・二
うしろだ歯科医院	後田利彦	宇佐市大字南敷田七二六―一	"	そうごう薬局別府秋葉店	総合メディカル株式会社	別府市秋葉町八―三〇	平三〇・三・一
医療法人田代歯科医院	医療法人田代歯科医院	由布市湯布院町川上二九三三―四	"	有限会社朝倉薬局	有限会社朝倉薬局	日田市上城内町三九七―四	"
井上第二歯科医院	井上正務	玖珠郡玖珠町塚脇七三四―二	"	ゆう調剤薬局佐伯コスモ店	株式会社ソメヤ	佐伯市鶴岡西町二丁目二二六	"
玉井歯科医院	玉井建治	玖珠郡九重町大字恵良五四〇	"	<p><b>大分県告示第二百八十九号</b></p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があつた。</p> <p>平成三十年四月十日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝貞</p>			
是永歯科医院	是永悟	玖珠郡玖珠町大字帆足二三三―一八	"				
(有) 春木薬局	有限会社春木薬局	別府市大字北石垣一五二六―二	"				
サンアイ調剤薬局 つるみ店	株式会社エムコムホールディングス	別府市莊園六組四	"				
ヒマワリ調剤薬局	有限会社メイフローラ	竹田市久住町大字栢木六〇三〇―三	"				
有限会社このえ薬局	有限会社このえ薬局	玖珠郡九重町大字町田五六四―二	"				

医療機関の名称		変更前	変更後	所在地	変更年月日
変更前	変更後				
上人病院	別府湾腎泌尿器病 院			別府市北石垣深町八五一	平三〇・二・一

大分県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があつた。

平成三十年四月十日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
山崎齒科医院	山崎 博	中津市牛神二二〇―三	平二九・一一・八

大分県告示第二百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成三十年四月十日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
有限会社第一薬局	有限会社第一薬局	白杵市大字白杵二一九三	平二九・九・三〇
川良齒科医院	川良 克美	別府市楠町二―二	平三〇・二・二
松成齒科医院	松成 満男	豊後高田市見目六六八	平三〇・二・二八
有限会社朝倉薬局	有限会社朝倉薬局	日田市上城内町三九七―四	平三〇・三・四

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第二百九十二号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成三十年四月十日

大分県知事 広瀬 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平三〇・三・二三	映画	失恋乱交 ツユたく姉妹どんぶり	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
		淫湯 むめり股	新東宝映画	
		淫暴の夜 繰り返す正夢	オーピー映画	
		ノーパン！ 欲情処理課の女	新東宝映画	
		性愛スキャンダル コケシと花嫁	オーピー映画	

大分県告示第二百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年四月十日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグストアモリ日田駅前店  
日田市元町百五十六番地の二
  - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 信

福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地の一

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 信

福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地の一

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十一月二十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百一十一平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 三十三台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側 五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北西側 六・九六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地北東側及び南西側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成三十年三月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

2 縦覧期間

平成三十年四月十日から同年八月十日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年八月十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百九十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成三十年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
竹田市	平二五・一二・二〇から平二八・二一・一六まで	竹田市久住町大字 栢木の一部の地籍 図及び地籍簿	竹田市久住町大字 栢木の一部	平三〇・三・二三

大分県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

道路の種類 及び路線名		区 間		大分県知事 広瀬貞	
一般国道二 一七号		日田市大字三和字日ノ本二七二六 番五地先から 日田市大字渡里字拍手三三番七ま で		区域変更 前後別	
日田市大字三和字日ノ本二七二六 番五地先から 日田市大字渡里字拍手三三番七ま まで		後		敷地の幅員	
後		前		延長	
四四・五 〽二三・七		三四・〇 〽一三・七		メートル メートル	
二、九八六・〇		二、九八六・〇		備考	
道路の種類及び路線名		供用開始区間		大分県告示第二百九十七号	
県道長良木立線		佐伯市大字長良字昭拾三一六九番五から 佐伯市大字長良字昭拾三一七一番地先まで		道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の 供用を開始する。 その関係図面は、平成三十年四月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い て一般の縦覧に供する。 平成三十年四月十日	
大分県告示第二百九十八号		大分県知事 広瀬貞		都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路 事業の事業計画の認可の告示が平成三十年三月二十六日付け九州地方整備局告示第六十号を もつてなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。 平成三十年四月十日	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		都市計画事業の種類及び名称	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		平成三十年九州地方整備局告示第六十号大分都市計画道路事業 三・四・二十六号駄ノ原細線（乙津工区）	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		一 都市計画事業の種類及び名称	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		二 施行者の名称	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		三 事務所所在地	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		四 事業地	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		1 収用の部分	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		2 使用の部分	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		大分県大分市乙津港町二丁目、乙津町、西鶴崎二丁目、西鶴崎一丁目及び中鶴崎一丁 目地内	
大分県告示第二百九十七号		大分県知事 広瀬貞		大分県大分市乙津港町二丁目及び乙津町地内	

道路の種類 及び路線名		区 間		大分県知事 広瀬貞	
県道長良木立線		佐伯市大字長良字昭拾三一 一六九番二から 佐伯市大字長良字昭拾三 一七一番地先まで		区域変更 前後別	
後		前		敷地の幅員	
A		B		延長	
一四・二 〽九・一		七・二 〽五・五		メートル メートル	
七二・六		八四・六		備考	
道路の種類 及び路線名		区 間		大分県知事 広瀬貞	
県道長良木立線		佐伯市大字長良字昭拾三一 一六九番五から 佐伯市大字長良字昭拾三 一七一番地先まで		区域変更 前後別	
後		前		敷地の幅員	
A		B		延長	
一四・二 〽九・一		七・二 〽五・五		メートル メートル	
七二・六		八四・六		備考	

道路の種類 及び路線名		区 間		大分県知事 広瀬貞	
県道長良木立線		佐伯市大字長良字昭拾三一 一六九番二から 佐伯市大字長良字昭拾三 一七一番地先まで		区域変更 前後別	
後		前		敷地の幅員	
A		B		延長	
一四・二 〽九・一		七・二 〽五・五		メートル メートル	
七二・六		八四・六		備考	
道路の種類 及び路線名		区 間		大分県知事 広瀬貞	
県道長良木立線		佐伯市大字長良字昭拾三一 一六九番五から 佐伯市大字長良字昭拾三 一七一番地先まで		区域変更 前後別	
後		前		敷地の幅員	
A		B		延長	
一四・二 〽九・一		七・二 〽五・五		メートル メートル	
七二・六		八四・六		備考	

平成三十年四月十日

大分県報（告示）

平成三十年四月十日

大分県報（公告）

六

## ○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土  
地理院長から基本測量の実施について通知があつた。

平成三十年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

### 二 作業の地域

県内全域

### 三 作業の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二  
項の規定により、次のとおり日出町長から公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成三十年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 作業の種類

公共測量（写真測量）

### 二 作業の地域

日出町

### 三 作業の終了日

平成三十年三月十六日